

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 29 年 5 月 19 日

愛媛県議会事務局長 内田 万美

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
乾式電子複写機複写サービス（単価契約）
- (2) 契約対象及び予定数量  
契約対象：乾式電子複写機 1 台に係る複写サービスの単価契約  
予定数量：2,814,000 枚  
なお、この数量は過去の使用実績に基づく見込み数量であり、契約期間の複写枚数を保証するものではない。
- (3) 単価契約の内容等  
入札説明書等による。
- (4) 契約期間  
平成 29 年 7 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日
- (5) 設置場所  
愛媛県議会議事堂 2 階 事務局内
- (6) 入札方法  
入札金額は 1 枚当りの単価で行う。  
落札の決定に当たっては、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に利用枚数を乗じた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成 29・30・31 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 適正かつ確実に複写サービスを提供できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4 の（3）に掲げる提出期限の日から開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後おおむね 1 時間で保守職員を派遣できること。

### 3 入札の日時及び場所等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等  
日時：平成 29 年 6 月 7 日（水）午前 10 時 00 分  
場所：愛媛県議会議事堂 2 階 会議室  
入札書の提出方法：入札場所で直接提出する。  
開札：即時開札とする。
- (2) 契約を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等  
愛媛県議会事務局総務課経理係  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話番号 (089) 912-2837  
交付期間 平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 5 時 00 分まで  
交付時間 土曜日及び日曜日を除く日の執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。）

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県議会事務局長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
提出期限：平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 5 時 00 分
- (4) 入札の無効  
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 契約保証金  
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると愛媛県議会事務局長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他  
詳細は入札説明書による。